

# 軽自動車税(種別割)の減免について

4月1日時点において、一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。

## 【対象となる軽自動車】

- ・身体等に障がいのある方、または障がいのある方と生計をひととしておられる方が所有し、障がいのある方のため(通院、通勤等)に使用される軽自動車
- ・構造が身体等に障がいのある方の利用に供するための軽自動車
- ・公益のため直接専用するものと認められる軽自動車

※障がい者1人につき減免可能な車両は、普通自動車、軽自動車含め1台のみです。

## 【減免の対象となる障がい者】

1. 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
2. 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの区分が左記の項目に該当する方
3. 戦傷病者手帳の交付を受けている方

## 【初回申請に必要なもの】

- ・減免申請書
- ・自動車検査証(車検証)

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。)
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害		1級・3級～4級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう・直腸機能障害		
小腸機能障害		1級～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
肝臓機能障害		

・運転免許証(減免対象車両を運転する方のもの)

・身体障害者手帳等(自身が交付を受けているすべての手帳)

・通院・通学・通所等証明書(軽自動車の所有者と運転者が異なる場合)

・前年度減免を受けている方

現況届出書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。

## 【申請期限】

納税通知書が手元に届いてから納期限(5月末日)までに申請をしてください。

※納期限後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

## 【申請先】

・財務課資産税係

・熊石総合支所地域振興課

・落部支所

## 【問い合わせ先】

財務課資産税係

☎0137-62-2114

# 自動車運転免許証自主返納支援事業 ハイヤー助成券を交付します



町では、1年以内に運転免許証を自主返納、失効された方を対象にハイヤー助成券を交付しています。

## 【対象者】

・町内に住所を有し、現に居住している方

・運転免許証を自主返納または失効して1年以内の方

・町税等を滞納していない方

## 【助成内容】

・申請のあった時から3年間に渡ってハイヤー助成券を合計30,000円分(1年で最大10,000円分)を交付します。

・申請初年度は、申請される時期によって助成券の交付金額を減額することとし、1四半期経過ごとに2,500円分ずつ減額して交付します。

※4月～6月申請は10,000円分、7月～9月申請は7,500円分、10月～12月申請は5,000円分、1月～3月申請は2,500円分交付します。

・減額して交付した場合、2年目と3年目については10,000円分ずつ交付

し、4年目に申請初年度において減額された分を交付します。

## 【申請に必要なもの】

・公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」および「運転免許証返納に関する申立書」

※「申請による運転免許の取消通知書」は免許証を自主返納されたときに交付されます。

・本人確認書類(個人番号カード、障がい者手帳、健康保険証、年金手帳等)

※顔写真付きでないものは、2種類の提示が必要です。

## 【申請場所】

・総務課庶務交通係

・熊石総合支所地域振興課

・落部支所

## ◎継続申請(2年目以降)も受付中です!

2年目以降の継続申請も受け付けています。右記「本人確認書類」を持参のうえ、申請手続きをお願いします。

## 【問い合わせ先】

総務課庶務交通係

☎0137-62-2111